

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

I 改正の背景

電気通信ネットワークの IP 化が進展する中、我が国の基幹的な固定通信網においても、IP 網が基軸となってきている。その中で、IP 網同士の接続条件等、電気通信事業における競争基盤となる接続を巡る諸論点について議論、検証が必要となってきている。

そのような中、総務省では、情報通信行政・郵政行政審議会答申や情報通信審議会答申（※1）での要請等を受け、第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保やコロケーション条件等の改善について検討を行ってきた。

また、平成 29 年 3 月から「接続料の算定に関する研究会」を開催し、多様なサービスが公正な競争環境の中で円滑に提供されるよう、接続料の算定方法等について検討を行い、同年 9 月 8 日に「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書を公表したところ。

これらの検討を背景にして、接続ルールの一層の改善を図るため、第一種指定電気通信設備の範囲、接続機能（アンバンドル機能）、及び接続約款の記載事項等に関する関係省令等の規定を見直すこととした。

※1 情報通信行政・郵政行政審議会答申「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正（NGN における優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドル）について」（平成 28 年 11 月 18 日）

情報通信審議会答申「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後の IP 網のあるべき姿～」（平成 29 年 3 月 28 日）

情報通信行政・郵政行政審議会答申「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備の接続約款の変更の認可（平成 29 年度の接続料の新設及び改定等）について」（平成 29 年 4 月 14 日）

<改正する省令>

- ・電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）（以下「施行規則」という。）
- ・第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号）（以下「接続会計規則」という。）
- ・第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）（以下「接続料規則」という。）

II 改正の概要

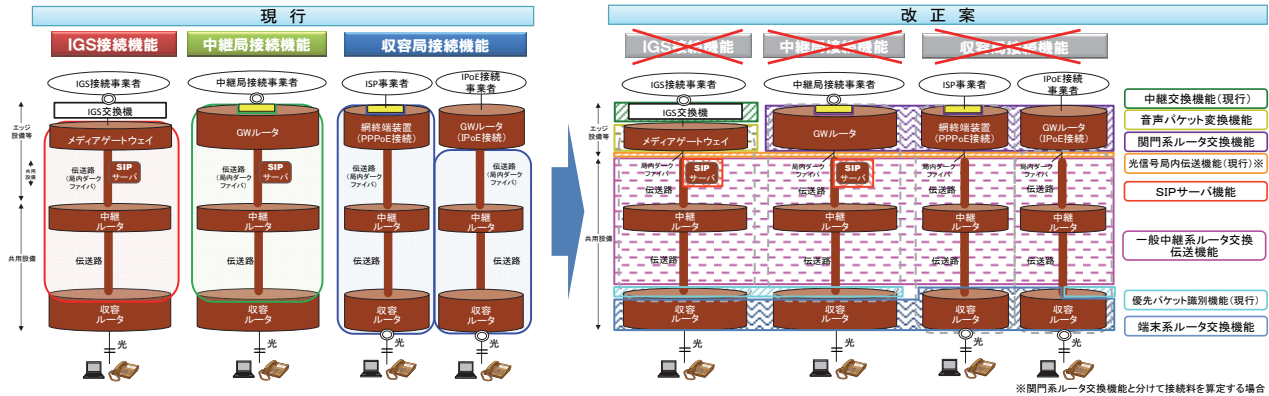
- 1 第一種指定電気通信設備の指定に関する規定の明確化（施行規則第 23 条の 2 第 4 項）
次世代ネットワーク（以下「NGN」という。）等の設備を指定するための規定を明確化した（指定設備の実質的な範囲は現時点で変更なし。）。

2 接続料の設定方法に関する見直し

(1) NGN 関係機能の見直し (接続料規則第4条の表、接続会計規則)

接続料規則により定める NGN 関係機能について、接続料設定の適正化のため、以下のとおり接続機能の新設及び廃止を行う。

【機能の見直しの概要】



【新設機能について】

機能名	機能の種類 (第四条の表での規定位置)	機能内容	対象設備
① 端末系ルータ交換機能	端末系交換機能(二の項)	一般第一種指定収容ルータにより通信の交換を行う機能(一般収容ルータ優先パケット識別機能を除く。)	一般第一種指定収容ルータ
② 閉門系ルータ交換機能	中継系交換機能(五の項)	他の電気通信事業者の電気通信設備を特定閉門系ルータで接続する場合における当該特定閉門系ルータで通信の交換を行う機能	特定閉門系ルータ
③ 音声パケット変換機能(五の二の項)		他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門交換機で接続する場合における音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	メディアゲートウェイ
④ 一般中継系ルータ交換伝送機能	ルーティング伝送機能(六の二の項)	一般第一種指定中継系設備等(閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータに加え、閉門系ルータ・メディアゲートウェイと一般第一種指定中継ルータの間の指定中継系伝送路設備及び一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定収容ルータの間の中継系伝送路設備)により通信の交換又は伝送を行う機能	一般第一種指定中継系ルータ設備等
⑤ SIPサーバ機能(九の項)		一般第一種指定収容ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	SIPサーバ

【廃止機能について】

機能名	機能の種類 (第四条の表での規定位置)	機能内容(⇒改正後の取扱い)	対象設備
⑥ 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能	ルーティング伝送機能(六の二の項)	他事業者の電気通信設備を収容ルータで接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能 ⇒① 端末系ルータ交換機能、② 閉門系ルータ交換機能及び④ 一般中継系ルータ交換伝送機能に再編成	一般第一種指定ルータ及びそれに係る伝送路設備又はSIPサーバ
⑦ 一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能		他事業者の電気通信設備を中継ルータで接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能 ⇒① 端末系ルータ交換機能、② 閉門系ルータ交換機能、④ 一般中継系ルータ交換伝送機能、⑤ SIPサーバ機能及び優先パケット識別機能に再編成	
⑧ 一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能		一般第一種指定中継ルータ及び伝送路設備により特定の packets について優先的に通信の交換及び伝送を行う機能 ⇒④ 一般中継系ルータ交換伝送機能に再編成	一般第一種指定中継ルータ及びそれに係る伝送路設備
⑨ 閉門交換機接続ルーティング伝送機能		他事業者の電気通信設備を閉門交換機で接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能 ⇒① 端末系ルータ交換機能、③ 音声パケット変換機能、④ 一般中継系ルータ交換伝送機能、⑤ SIPサーバ機能及び優先パケット識別機能に再編成	一般第一種指定ルータとそれに係る伝送路設備、IP電話を提供するためにパケット交換機と固定電話網との間の接続制御を行うための装置及び符号等を変換するための装置並びにSIPサーバ
⑩ 加入者交換機接続伝送専用機能(三の四の項)		(廃止)	D70交換機に接続する際のインタフェース(2M単位)が、接続用伝送路設備のインタフェース(52M/156M)と合っていないため、これらの変換等を行うための装置

(2) 価格圧搾による不当競争を回避するための接続料水準の設定方法について規定（接続料規則第14条の2）

接続料水準の設定に関する規定について、以下のとおり改正する。

- ・利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨の明確化。
- ・県間通信用設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定。
- ・利用者料金など他の原因により不当競争性の排除が困難な場合については、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定することを規定。

3 接続約款記載事項の見直し（施行規則第23条の4第2項）

(1) 県間通信用設備との接続（特定接続）に関する手続

指定設備と一体的に利用されるものである県間通信用設備との接続（※2）について、その手続に関する事項（※3）を約款記載事項とするとともに、指定設備に関する記載事項と一体的に記載すべき旨規定する。

※2 相互接続点と指定設備の間の非指定設備への接続請求等で、指定設備の接続に係るもの

※3 ①必要な情報開示を他事業者が受ける手続、②接続請求への回答を受ける手続、③情報開示の請求の日から開示の日までの標準的期間、及び④接続が開始されるまでの標準的期間

(2) 関門系ルータの増設に当たっての基本的な事項

通信量の増加等への対応のため、網終端装置等の関門系ルータ（他事業者と直接接続できる指定中継ルータ）を増設する場合について、増設に係る基準又は条件の基本的事項を約款記載事項とする。

(3) コロケーションが困難な場合の代替措置

コロケーションスペース等の空きがない状態への対応のため、接続に必要な装置の設置を可能とする措置又はそれに代わる装置の設置を可能とする措置の手続・金額・条件を約款記載事項とする。

(4) NGNのネットワーク管理方針に関する事項

- ・NGNの優先パケット関係の機能に関し指定設備設置事業者がネットワーク管理を行うための方針を約款記載事項とする。優先して取り扱う通信量に関する基準についても、上記ネットワーク管理方針に含むものとする。
- ・上記ネットワーク管理方針は、①通信の秘密の確保に支障がないこと、②利用者、電気通信事業者に対して不当な差別的取扱いを行わないとすること、③その他通信の内容により不当な差別的取扱いを行わないとすること（コンテンツやアプリケーション等によりトラヒックを不当に差別的に扱わないこと。）の3要件を満たすものとする。
- ・ネットワーク管理に当たり指定設備設置事業者が他事業者に求める情報提供について、①情報の範囲、②情報の提供を求める手続を約款記載事項とする。

Ⅲ 施行日

平成30年4月1日（日）